

## JAB RL359 (案 2013) に対するコメント (行 No.は加除版に対応)

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
1	北川 隆	5.3	285~ 286	G	安全データシート (Material Safety Data Sheets ; MSDS ) と記載さ れているが、法令の改正に より SDS となっている。	改正化管法省令により「MSDS (Material Safety Data Sheet : 化学物質等安全データシート)」が 「SDS(安全データシート)」に改正 されております。	ご提案を採用し、文書を修正致します。
2	北川 隆	5.4.6.2	383~ 384	G	ISO 国際計量基本用語集 1993 ( 付属書 B 参照 ) に規 定されている。しかし、 ISO/IEC Guide 99:2007 と して既に改定されており、 2012 年に日本工業規格に収 載されている。	日本工業規格 TS Z 0032:2012「国 際計量計測用語—基本及び一般概念 並びに関連用語(VIM)」の引用をお 願いします。	ご提案を採用し、文書を修正致します。
3	北川 隆	5.4.6.2	387~ 389	G	「Guide to the Expression of uncertainty in Measurement, 1995, ISO Geneva」と規定されている。 しかし、ISO/IEC Guide 98-3:2008 として既に改定 されており、2012 年に日本 工業規格に収載されている。	日本工業規格 TS Z 0033:2012「測定 における不確かさの表現のガイド」の 引用をお願いします。	ご提案を採用し、文書を修正致します。
4	北川 隆			G	改正された「感染症の予防及 び感染症の患者に対する医 療に関する法律」が 2013 年	RL359 を「感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律 (平成十年十月二日法律第百十四号)	× 食品微生物試験では感染症に係る事項は一般的 ではございません。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					4月1日より施行されている。この認定基準が適用される細菌には、当該法律で規制される感染性のある細菌が含まれている。本来、食品中の感染性や腐敗性のある菌を取り扱うための文書であるため、感染症新法が求めるバイオテロ防止の観点に基づく要求事項を含むべきである。	最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号」に適合させることを明確に規定するか、法の求める内容を詳細に要求事項に反映させて頂くようお願いします。	尚、ISO/IEC 17025 の 1.5 で「試験所・校正機関の運営に関する法令上及び安全上の要求事項」また、管理上の要求事項の中に法律へのコンプライアンスは既に規定されているので(4.2.4)、あえてここで言及する必要は無いと判断致しました。
5	JAB 森曜子	5.4.6	144~ 149 377~ 379	G	微生物の不確かさについてのガイドラインと ISO 規格の引用をした方が良いのではないか。	CAC/GL 54-2004 (GUIDELINES ON MEASUREMENT UNCERTAINTY), ISO/TS 19036 (Microbiology of food and animal feeding stuffs – Guidelines for the estimation of measurement uncertainty for quantitative determination)を追加する。	行 No. 144 ~ 149 【その他引用文書について】の項に当該規格を追記しました。 行 No. 377 ~ 379 5.4.6 項番号及び当該規格を追記しました。
6	JAB 森曜子	もくじ 5.4 5.8 5.9	320 665 705	G	RL358 と合わせて、校正の記載を削除するべきではないか。		削除しました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。